Ｌ　Ｋに係る標準税率

Ｍ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｎ　Ｍに係る標準税率

Ｏ　当該道県がＭに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.1を乗じて得た率に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。

Ｐ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｑ　Ｐに係る標準税率

Ｒ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（令和７年４月１日以降に福島県等の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｓ　Ｒに係る標準税率

Ｔ　当該道県がＲに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.1を乗じて得た率に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。

Ｕ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｖ　Ｕに係る標準税率

Ｗ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

Ｘ　Ｗに係る標準税率

Ｙ　当該道県がＷに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.25を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.25を乗じて得た率とする。

Ｚ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＡ　Ｚに係る標準税率

ＡＢ　旧復興特別区域法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（平成31年４月１日以降に福島県等の区域以外の区域内において施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＣ　ＡＢに係る標準税率

ＡＤ　当該道県がＡＢに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは、当該標準税率とし、当該率が標準税率に0.25を乗じて得た率に満たないときは、当該標準税率に0.25を乗じて得た率とする。

ＡＥ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＦ　ＡＥに係る標準税率

ＡＧ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＨ　ＡＧに係る標準税率

ＡＩ　当該道県がＡＧに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは当該標準税率とする。

ＡＪ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＫ　ＡＪに係る標準税率

ＡＬ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものを除く。）

ＡＭ　ＡＬに係る標準税率

ＡＮ　当該道県がＡＬに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは当該標準税率とする。

ＡＯ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＰ　ＡＯに係る標準税率

ＡＱ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る所得金額を課税標準とする法人の税率区分ごとの課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＲ　ＡＱに係る標準税率

ＡＳ　当該道県がＡＱに係る不均一課税に際して適用する税率区分ごとの税率。ただし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.1を乗じて得た率に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。

ＡＴ　福島復興再生法の規定の適用を受ける課税免除に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＵ　ＡＴに係る標準税率

ＡＶ　福島復興再生法の規定の適用を受ける不均一課税に係る課税標準額のうち収入金額を課税標準とする法人の課税標準額（福島復興再生特別措置法施行規則第39条第１項第２号に掲げる事業に係る施設又は設備を新設し、又は増設した事業者に係るものに限る。）

ＡＷ　ＡＶに係る標準税率

ＡＸ　当該道県がＡＶに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該率が標準税率を超えるときは当該標準税率とし、当該率がそれぞれの税率区分に係る標準税率に0.1を乗じて得た率に満たないときは当該標準税率に0.1を乗じて得た率とする。